

京都市介護保険規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年5月23日

京都市長 梶本頼兼

京都市規則第16号

京都市介護保険規則の一部を改正する規則

京都市介護保険規則の一部を次のように改正する。

第30条第1号中「監獄」を「刑事施設」に改める。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成18年5月24日から施行する。

(保健福祉局長寿社会部介護保険課)